

広島県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年三月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道福山鞆線	福山市田尻町字御免地八三番地先から 福山市田尻町字宮原一八一番四地先まで 福山市田尻町字沖土居二二三四番一地先から 福山市田尻町字灘二八七〇番九地先まで	平成二十四年二月二〇日